

企画競争説明書

(プロポーザル方式選定説明書)

件名：2020年度独立行政法人国際協力機構
国際協力共済会給付事業に係る海外旅行保険

2019年11月25日

独立行政法人国際協力機構国際協力共済会

第1 企画競争内容

「2020年度独立行政法人国際協力機構国際協力共済会給付事業に係る海外旅行保険」に係る企画競争公告に基づく企画競争については、この企画競争説明書によるものとします。

1. 公告日： 2019年11月25日

2. 契約者： 独立行政法人国際協力機構国際協力共済会 会長 植嶋卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 件名：「2020年度独立行政法人国際協力機構国際協力共済会給付事業に係る海外旅行保険」（企画競争）
- (2) 業務仕様：第2「業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間：2020年4月1日から2021年3月31日まで
※ 但し、業務実施状況に問題がなければ、契約は全体で3年間まで継続予定。

4. 照会窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル2階

独立行政法人国際協力機構 国際協力共済会事務局

(国際協力機構国際協力人材部健康管理課内)

電話 03-5226-6799 ファクシミリ 03-5226-6319

4-2. 業務内容説明会の開催

- (1) 日時：2019年11月29日（金）午前11時00分
- (2) 場所：独立行政法人国際協力機構 1階 108会議室
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
- (3) その他：参加希望者は、11月28日（木）正午までにファクシミリにて社名、参加予定者の氏名、連絡先の電話番号、ファクシミリ番号、および電子メール・アドレスを任意の書式で連絡願います。開催場所のスペースに限りがありますので、当日の急な参加はご遠慮願います。
なお、当日説明会場では、本企画競争説明書の再交付はいたしません。必ず本説明書をご持参ください。

5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格を有することを証明するため、独立行政法人国際協力機構国際協力共済会（以下、「共済会」という。）

の確認を受けなければなりません。

具体的には、以下の要件を全て満たす者が本競争に参加することができます。

- (1) 独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則第4条第1項各号の規定に該当しない者であり、同機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 公告日において社団法人日本損害保険協会の会員会社であること。
- (3) 2019年8月以降の「Moody's Investors Services社」または「Standard and Poor's Rating Services社」による格付けが「A」以上であること。
- (4) 2019年6月現在のソルベンシー・マージン比率が 200% 以上であること。

6. 共同企業体の結成

共同企業体の結成は認めません。

ただし、他の損害保険会社との保険責任の分担を行うことは認めます。

保険責任の分担を行う場合には、落札した社が幹事会社として本案件の契約締結、損害調査、その他の当該保険に係る事務の一切について代表するものとし、80% を超える引受割合を有すこととします。

7. 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、上記5. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、当共済会から競争参加資格の有無について確認を受けなければなりません。なお、期限までに必要な書類を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができません。

ア. 提出期間：2019年11月25日（月）から2019年12月10日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時（午後0時30分から午後1時30分を除く）

イ. 提出書類：

- ① 競争参加資格確認申請書（様式：別添1）、
- ② 会社概要（任意様式）、
- ③ 過去2年間の決算状況が分るもの（ディスクロージャー誌等）、
- ④ 2019年8月現在の「Moody's Investors Services」または「Standard and Poor's Rating Services」による格付けを示すもの、
- ⑤ 2019年6月現在のソルベンシー・マージン比率が判るもの、
- ⑥ 社団法人日本損害保険協会の会員であることを証明する書類（写）、
- ⑦ 確認結果通知用の返信用 e-mail の送信先メールアドレス（任意様式）

ウ. 提出場所：上記 4. に同じ。

エ. 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は上記ア. 提出期間内に到着するものに限る）

(2) 競争参加資格の確認結果は、2019 年 12 月 12 日付文書の e-mail にて通知します。同日までに通知がない場合は、上記 4. にお問い合わせください。

(3) その他

ア. 申請書の提出に係る費用は、申請者の負担とします。

イ. 申請書と併せ、確認結果通知用の返信用 e-mail の送信先メールアドレスを提出ください。

ウ. 提出された申請書を、競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用することはありません。

エ. 一旦提出された申請書等は返却しません。また、差し替え、再提出は認めません。

オ. 申請書に関する問い合わせ先は、上記 4. に同じです。

8. 競争参加資格がないと判断された者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないとの通知を受けた者は、共済会に対し、競争参加資格がないと判断した理由について、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。

ア. 提出期限：2020 年 1 月 10 日（金）午後 2 時までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 0 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）

イ. 提出場所：上記 4. に同じ。

ウ. 提出方法：書面の提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等は受け付けません。

(2) 共済会は、説明を求めた者に対し、2020 年 1 月 17 日（金）付までの書面の郵送により回答します。

9. 企画競争説明書に対する質問

(1) 仕様書の内容等、この企画競争説明書に対する質問がある場合は、次に従い、書面（別添様式 4）により提出してください。

ア. 提出期間：2019 年 11 月 25 日（月）から 2019 年 12 月 4 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時（午後 12 時 30 分から午後 1 時 30 分を除く）

イ. 提出場所：上記 4. に同じ。

ウ. 提出方法：提出場所へ持参または郵送（ただし、ア. の期間内に必着）で行うこととしますが、当方での取りまとめ/回答書作成の都合上、書面と同時に電子データ（エクセル形式）でも提出願います。（電子メールアドレス：jicahr-kyosaikai@jica.go.jp）

- (2) (1)の質問に対する回答書(全質問/回答を含む)は、質問書を提出した者、既に競争参加資格確認申請書を提出した者、及び業務説明会に参加した者全てに、2019年12月9日(月)午後4時まで、ファクシミリおよび電子メールで通知します。

※ 上記以外の者で、競争参加資格確認申請書を提出(提出締切:12月10日(火)午後5時)する前に上記回答書の参照を希望する者は、12月9日(月)正午までに、その旨、ファクシミリ(様式は任意)にて、回答書送付先(ファクシミリ番号及び電子メール・アドレス)を明記の上、ご連絡ください。(競争参加資格確認申請書の提出後で良ければ、連絡の必要はありません。)

- (3) 回答書によって仕様・数量等が変更されることもありますので、本件競争参加希望者は、質問提出の有無にかかわらず、必ず回答をご確認ください。下記12.による「企画提案書」および「見積書」の内容を含め、以後の企画競争手続きにおいては、回答による変更を反映したものとして取り扱います。

10. 企画提案書・見積書の提出

- (1) 日時: 2019年12月17日(火)正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)

- (2) 提出場所: 上記4.に同じ。

- (3) 提出書類:

ア. 企画提案書: 正1部、写6部

別添様式5を表紙とし、別添様式6に取扱実績を記載してください。

その他の内容については、「第2業務仕様書」に基づき、「第4企画提案書に記載されるべき事項及び作成要領」の記載事項を網羅させ、作成要領に従って、任意の様式で提出願います。

イ. 見積書 1通

- ・ 別添様式3により作成してください。
- ・ 日付は企画提案書提出日としてください。
- ・ 本見積書については、応募者の名称又は商号並びに代表者の氏名による見積書とし、代表者印又は社印を押印してください。
- ・ 封筒に入れ、表に件名、社名記入、封印のうえ提出してください。
- ・ 本見積書はお戻しいたしません。記載方法等に不明点等がある場合は、上記9.により照会してください。

- (4) 提出方法: 持参又は郵送(郵送の場合は上記(1)の提出期間内に到着するものに限ります。)

- (5) 企画提案書の記載事項

ア. 企画提案書の作成にあたっては、「第2業務仕様書」の別紙「評価項目一覧表(提案要求事項一覧表)」の「加点(提案)項目」に記載した項目を

すべて網羅してください。

イ. 詳細は、「第 4 企画提案書に記載されるべき事項及び作成要領」を参照してください。

(6) 見積金額の積算方法と見積書への記載事項について

見積金額の積算方法と見積書への記載事項については、「第 2 業務仕様書」、「5. 業務の内容」の「(8) 保険料と見積金額の積算」および「(9) 「過去の 損害率等に対する保険料割引率の体系」の提案、および見積金額の積算における同体系に適用について」に従ってください。

見積書に記載された価格は技術評価の対象とはしませんが、契約交渉順位 1 位の社とは見積書に記載された金額に基づき当共済会の予算に見合うよう交渉して契約金額を決定します。

(7) その他

ア. 当共済会から企画提案書に関して説明を求めた場合は、その際に確認する期日までの説明・回答をお願いします。

イ. 企画提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。

11. 企画提案書の評価結果の通知

(1) 企画提案書の評価結果（契約交渉順位）は、企画提案書を提出した全者に対し、2020 年 1 月 7 日（火）付までの文書の郵送により通知します。2020 年 1 月 9 日（木）までに到着しない場合は、上記 4. にお問い合わせください。

(2) 契約交渉の相手先として選定されなかった者は、その理由について、以下のとおり書面により説明を求められます。

ア. 提出期限：2020 年 1 月 10 日（金）午後 2 時 00 分まで

イ. 提出場所：上記 4. に同じ

ウ. 提出方法：提出場所へ持参ください。郵送または電送によるものは受け付けません。

(3) 共済会は、説明を求めた者に対し、2020 年 1 月 17 日（金）付けまでの文書の郵送により回答します。

12. 企画提案書の評価及び契約交渉順位の決定方法

(1) 評価項目・評価配点・評価基準

「第 3 企画提案書の作成方法」別紙評価表参照。

(2) 評価方法

「第 3 企画提案書に記載されるべき事項および作成方法」別紙評価表の項目ごとに、各項目に記載された配点を上限として、以下の基準により評価（小数第一位まで採点）し、合計点を評価点とします。

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値があ	90%以上

る業務の履行が期待できるレベルにある。	
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80%
当該項目については一般的なレベルに達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるレベルにある。	50%以下

13. 契約交渉

- (1) 企画提案書評価結果に基づき契約交渉順位 1 位の社と契約交渉を行います。
- (2) 契約交渉は上記 4. の所在地にて実施します。
- (3) 契約交渉に当たっては、当方が提示している業務仕様書（案）及び提案頂いた内容に基づき、最終的な委託業務内容を協議します。
- (4) また、当機構として契約金額（単価）の妥当性を確認するため、見積書金額の詳細内訳や具体的な根拠資料を提出いただき、各業務に係る経費を精査し、協議させていただきます。

14. 最終見積書の提出、契約書作成及び締結

- (1) 上記 13. により合意に至った者は、速やかに合意された金額の最終見積書を提出するものとします。
- (2) 契約書については、合意に至った者が通常の海外旅行団体保険契約における契約書を基本に本件業務仕様書内容に沿って案を作成し、当共済会の確認を経て締結するものとします。契約保証金は免除します。
- (3) 契約書附属書となる「契約金額内訳書」については、見積金額の内訳等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本プロポーザル方式選定説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3) 当共済会が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の企画提案書及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。
- (4) 企画提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (5) 採用となった企画提案書等については返却いたしません。また、契約交渉

順位 1 位以外の企画提案書については、提出者の要望があれば、「(正)」のみ返却しますので、審査結果異議申立締切の日から 2 週間以内に上記 4. 窓口までご連絡願います。要望がない場合には、2 週間経過後に機構が適切な方法で処分（シュレッダー処理等）いたします。

なお、共済会は、契約交渉順位 1 位の者以外の企画提案書等にて提案された計画、手法について、同提案書作成者に無断で使用いたしません。

- (6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした企画提案書提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行なうことがあります。
- (7) 一旦提出された企画提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (8) 企画提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に準拠し、適切に管理し取り扱います。

以上

第2 業務仕様書

1. 独立行政法人国際協力機構について

独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という）は、開発途上にある海外の地域に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行う等の総合的な政府開発援助（ODA）の実施機関です。

東京都千代田区に本部ビルがある他、15の日本国内拠点、64の在外事務所、その他在外拠点が存在します。詳細は以下のホームページを参照して下さい。

<https://www.jica.go.jp/>

2. 独立行政法人国際協力機構 国際協力共済会について

独立行政法人国際協力機構国際協力共済会（以下、「共済会」という）は、JICAが海外に派遣する専門家、ボランティア等及びその随伴家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として1998年4月1日に設立されました。共済会は、JICA関係者を構成員とした「任意の団体」で、独自の規則により運営されており、法令に基づき運営される健康保険組合、保険会社等とは異なります。

3. 背景と目的

共済会は、JICAが業務を実施するにあたり、下記「4.業務の対象」に該当する者（会員、家族会員）の死亡・後遺障害、傷病、移送看護等に備えて海外旅行保険を付保しており、当該保険に関して、民間保険会社と契約を結ぶことにより、給付を行っています。

本契約は、下記4.及び5.の要件を満たすものとし、2020年4月1日より保険業務を実施することを目的とします。

4. 業務の対象

本業務の対象となる被保険者は以下の身分を有する共済会の会員および家族会員とします。

- (1) 専門家等（専門家、企画調査員等専門家に準ずる者、調査団員、JICA役員）及び、JICAが承認したその随伴家族
- (2) JICA海外協力隊（青年海外協力隊員、海外協力隊員、日系社会青年海外協力隊員、日系社会海外協力隊員、シニア海外協力隊員、日系社会シニア

海外協力隊員、国連ボランティア及び JICA が承認したその随伴家族)¹

5. 業務の内容

- (1) 保険種目： 海外旅行保険もしくは海外旅行保険に類似する損害保険
- (2) 契約者： 独立行政法人国際協力機構 国際協力共済会 会長
- (3) 被保険者： 上記「4. 業務の対象」に記載の共済会の会員および家族会員
- (4) 年間新規加入（新規派遣）会員/家族会員の概数
「別表 1. 見積金額積算用様式」に記載（2017～2018 年度の平均値）。
※ 保険料は、当初の派遣期間分につき、出発時に一括払いします。
- (5) 契約期間
2020 年 4 月 1 日 午前 0 時から 2021 年 3 月 31 日 午後 12 時まで
※ 但し、年度ごとの契約を全体で 3 年間まで継続できるものとします。
- (6) 保険期間
対象となる各会員/家族会員の派遣期間/随伴期間と同様とします。
- (7) 担保項目および保険金額
同保険制度の対象者は一律以下の条件にて加入することとします。

<被保険者 1 名あたり>

担保項目	会員本人	配偶者	子
傷害死亡保険金額	60 歳未満 50,000,000 円 60 歳以上 35,000,000 円	60 歳未満 5,000,000 円 60 歳以上 3,500,000 円	2,500,000 円
傷害後遺障害保険金額	60 歳未満 50,000,000 円 60 歳以上 35,000,000 円	60 歳未満 5,000,000 円 60 歳以上 3,500,000 円	2,500,000 円
疾病死亡保険金額	60 歳未満 50,000,000 円 60 歳以上 35,000,000 円	60 歳未満 5,000,000 円 60 歳以上 3,500,000 円	2,500,000 円
治療救援費用保険金額	50,000,000 円	50,000,000 円	50,000,000 円

1. JICA ボランティア（青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニアボランティア、国連ボランティア）及び、JICA が承認したその随伴家族を対象に 2019 年度に制度改編あり。国連ボランティアを除き JICA ボランティアの家族随伴は廃止。

※ 契約期間中における担保項目および保険金額の変更は原則行わないものとします。ただし、著しい環境の変化や、共済会の制度または保険会社の規定改定等により担保項目の追加、保険金額の増額等が必要と認められた場合は、別途協議し、双方合意のうえ、変更を行うことができますこととします。

(8) 保険料と見積金額の積算

保険料については、「別表 1. 見積金額積算用様式」に 1 年度間の概数を示した“新規加入(派遣)”会員/家族会員に基づき、各会員/家族会員の派遣/随伴期間に対する保険料を出発時に一括で支払う方法で積算願います。

但し、設定いただく保険料については、以下(9)で説明する「過去の損害率等に対する保険料割引率の体系」を適用した場合の金額としてください。

(9) 「過去の損害率等に対する保険料割引率の体系」の提案、および見積金額の積算における同体系に適用について

次項「第 3 企画提案書に記載されるべき事項及び作成要領」に沿って、企画提案書に、「過去の損害率等に対する保険料割引率の体系」（以下、単に「体系」という）について、本業務に係る保険契約（全体で 3 年間までの更新期間を含む）で適用することを前提とした提案がある場合は記載ください。

また、企画提案書で同体系を提案いただく場合は、別表 1. を用いて見積金額を積算いただく場合の保険料についても、同体系（による割引率）を適用したものとしてください。

より具体的には以下のとおりです。

- 1) 競争参加資格を有することが確認できた者に対して、確認結果通知の際に、当共済会の最近 5 年間（2014 年 10 月 1 日～2019 年 9 月 30 日まで）全体での海外旅行保険団体契約の損害率を通知します。（年度毎の損害率や、各々で適用されていた割引率は公表しません）。
- 2) 通知を受けた者のうち、企画提案書で上記の体系を提案する者は、通知された損害率を同体系に反映させ（*）、その結果得られた割引率を適用した保険料をベースとして、別表 1 により見積金額を積算してください。（* 提案する体系における損害率の計算対象期間に関

- ならず、通知した損害率を反映した割引率を適用してください。)
- 3) また、確認のため、見積書に適用した割引率を記入してください。
なお、契約交渉順位1位となった社については、見積金額の内訳として別表1を提出いただき、別表2の様式を基本とした「保険料一覧表」も提出いただくこととします。

第3 企画提案書に記載されるべき事項及び作成要領

共済会が「第2 業務仕様書」にて「被保険者」として掲げた者の疾病、傷害、死亡等に備えて付保する海外旅行保険にかかる企画提案書については、上記仕様書に基づき下記の要領にて作成し、期限までに提出してください（所定の書式が指定されているものはそれに従ってください）。

なお、本提案に際しては、2020年4月1日から実質的な保険の付保及び保険事務手続きの運用が確実にできるものとして、具体的な提案を行ってください。

また、提案にあたっては、保険用語を多用せず、可能な限り平易な文章で作成されるか、必要に応じて語句等の説明を付してください。

1. 企画提案書の構成

企画提案書は、以下の構成により作成してください。

- (1) 社の経験・能力等
 - ア. 過去2年間（2017年度、2018年度）の海外旅行保険の取扱実績
 - イ. 保険財務力・信用力格付け
 - ウ. 経営状況、保険会社としての健全性（ソルベンシー・マージン比率）
- (2) 業務の実施方針・実施体制
 - ア. 業務実施の基本方針
 - イ. 海外旅行保険商品および特約等に関する説明
 - ウ. 契約方式及び事務手続き：
 契約方式・保険料支払時期
 - エ. 引受条件：
 引受対象国・地域、年齢による引受制限、保険付保期間、保険料単価の設定方法、過去の損害率等に対する保険料割引率の体系
 - オ. 条件付戦争危険担保特約：
 引受対象国・地域、死亡保険金額（傷害・疾病）及び傷害後遺障害保険金額の上限額、集積保険金額の限度額、
 戦争特約付保の申込期日、戦争特約を付保する期間
 - カ. 緊急アシスタンスサービス、事故対応・サービス体制：

緊急アシスタンスサービス体制、保険会社における事故対応・サービス体制

キ. 業務の実施体制

2. 企画提案書作成上の留意点

企画提案書の作成に当たっては、本項に記載した留意点に加えて、別紙「評価項目一覧表」を参照してください。

(1) 社の経験・能力等

ア. 過去2年間（2017年度、2018年度）の海外旅行保険の取扱実績（様式7）：
会計年度ごとに契約金額総額を報告してください。

上記取扱契約のうち、本業務に最も類似すると思われる主な契約（2件程度）について、契約先業種、規模（契約保険料金額・被保険者数等）、保険期間を明記の上、契約概要について説明してください。（2019年4月1日現在における保有幹事契約についてのみ報告してください）。

また、上記以外にも、本業務と類似する海外旅行保険契約の引受がある場合にはその実績等について簡潔に記載ください。

イ. 保険財務力・信用力格付け

2019年8月以降の「Moody's Investors Services」または「Standard and Poor's Rating Services」の格付けを示してください。

ウ. 経営状況、保険会社としての健全性（様式任意）

経営の安定性、債務履行の確実性を示す資料（過去2年分の財務諸表のディスクロージャー誌等。ソルベンシー・マージン比率を含む。）を提出してください。

(2) 業務の実施方針・実施体制

ア. 業務実施の基本方針（本提案の目的等）について

本説明書において指示された業務内容について理解のうえ、本業務実施における基本方針につき提案ください。その際、本説明書に示した業務内容を基本としつつ、受注希望者の特徴を活かした提案内容としてください。（様式任意）

イ. 海外旅行保険商品および特約等に関する説明（様式任意）

(a) 提案の基本となる海外旅行保険商品及びこれに付帯される特約の内容（どのような場合に支払われるかなど）についてわかりやすく、具体的に説明してください。なお、歯科治療費用は当該保険商品の対象外とします。

(b) 説明の際、特長、保険料算出の際に使用する損害率、保険金支払の条件、付帯されている特約の内容及びその他のサービス内容について十分に説明してください。

保険金支払条件等及びその他の説明については別途貴社作成の様式に

て説明してください。

- (c) 本提案の基本となる保険商品の約款を補足資料として添付してください。
- (d) 「第 2. 業務仕様書」の実績データをご参照の上、本制度にとってよりメリットのある内容の提案を期待します。「業務の内容」に示された要件等を最低限満たしていれば、そこでは想定していない新たな特約等を付帯しても差し支えありませんが、追加費用が発生する等については、本企画提案書には含めず別紙（様式任意）にて提出願います。

ウ. 契約方式及び事務手続き

契約方式については、例えば、①個別契約方式か包括契約方式か、②保険料の支払や精算のタイミング等について、具体的に記載してください。

なお、当共済会では毎月報告・毎月精算による包括契約方式かつ翌々月精算を希望していますが、その可否についても記載してください。

また、以下についても説明願います。

- (a) 事務手続きの窓口となる担当部署を受注希望者の社内で直接持つのか、代理店等を立てるのか（ただし、保険契約としては国際協力共済会と損害保険会社との直接契約を予定しています）についても記載願います。

なお、代理店等を立てる場合は、代理店等を立てる理由、代理店等の業務内容、保険会社/代理店等/共済会事務局の業務内容・役割分担を具体的にわかりやすく提案してください。

- (b) 保険事務手続きについて、締切日等月間スケジュールを明示した手続きフロー図を作成し、提出してください。
- (c) 前契約がある場合において、前の保険会社が過去引受を行っていた保険期間における原因を有する事故が発生した場合の取り扱い内容について具体的に説明願います。

エ. 引受条件

- (a) 引受対象地域

全世界・同国内での全地域引受可能、あるいは引受対象外地域があるのか等について記載してください。

- (b) 年齢による引受制限・条件

年齢による引受条件あるいは制限について記載ください。特に、出生直後の乳幼児や高齢者の取扱いについて説明下さい。

- (c) 保険付保期間について

会員 1 人あたりに設定可能な最長の付保期間について、具体的に記載して下さい。

- (d) 保険料単価の設定方法

国別や同国内での地域別等の地域格差の有無について記載下さい。

- (e) 過去の損害率等に対する保険料割引率の体系

本件新規契約時および全体で 3 年間までの継続（可能）期間に適用することを前提として提案いただける内容を明確に（数値を明記して）

記載ください。

オ. 条件付戦争危険担保特約について

(a) 引受対象地域

全世界・全地域についての対象可否について記載下さい。

(b) 死亡保険金額（傷害・疾病）、及び傷害後遺障害保険金額の上限額

本項にかかる上限の保険金額について記載下さい。

(c) 集積保険金額の限度額

集積保険金額の限度額について記載下さい。

(d) 戦争特約付保の申込期日

特約付保の申込期日は特約付保派遣者が出発する10営業日まで等、可能な限り最短の具体的な日数を記載下さい。当共済会では特約付保派遣者出発の2営業日前までの期日設定を希望していますが、その可否についても記載ください。

(e) 戦争特約を付保する期間

戦争特約を付保する期間は全旅行行程中になるのか、あるいは適用対象地域滞在中のみ（同一国内地域別の付保可能）なのか等、戦争特約を付保する期間について具体的に記載下さい。

(f) その他戦争特約に関連する特約事項

その他戦争特約に関連するその他特約事項があれば記載ください。

カ. 緊急アシスタンスサービス、事故対応・サービス体制

(a) 緊急アシスタントサービス体制

緊急アシスタントサービス体制に関する提案内容を記載下さい。

救援者費用において、保険金支払い時の①入院日数、②家族等が現地に駆けつける際の交通費及び宿泊費、③諸雑費の関係について具体的に説明願います。

(b) 保険会社における事故対応・サービス体制

保険会社における迅速な事故対応・サービス体制に関する提案内容を記載下さい。

キ. キャッシュレスサービス

国際協力共済会では海外の病院において、その場で治療費を負担することなく（キャッシュレスで）治療を受けられるサービスを導入する方針ですが、可能なキャッシュレスサービス体制に関する提案内容を記載ください

ク. 業務の実施体制

本業務の実施にあたり、自社（代理店等を立てる場合には代理店等を含む）の要員体制および業務の管理・運営方法等について記載下さい。

3. その他

- ・企画提案書はフォントサイズ 11~12 を基本に作成し、全体で A4 版で 30 頁以

内で作成願います。

・企画提案書の審査は、公示及び本説明書に示された参加資格、企画提案書の提出場所、部数、提出期限及び提案の条件を満たしていることを条件に行います。

以上

別添資料・様式等

- ・ 別紙：評価項目一覧表
- ・ 別表 1：見積金額積算用様式
- ・ 別表 2：海外保険料一覧表
- ・ 様式 1：競争参加資格確認申請書
- ・ 様式 2：委任状
- ・ 様式 3：見積書
- ・ 様式 4：質問書
- ・ 様式 5：企画提案書表紙
- ・ 様式 6：過去 2 年間における海外旅行保険の取扱実績